



令和7年4月生まれから対象 1か月児健康診査の費用助成について

1 1か月児健康診査とは

出生後 27 日を超え、生後 6 週に達しない乳児を対象に、身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見、こどもの健康状態や育児の相談等の確認を行います。

※ 1か月児健康診査受診時において、苫小牧市外へ転出された方は、助成の対象とはなりません。

2 北海道内の病院で受診する場合

母子健康手帳交付時に「苫小牧市 1 か月児健康診査受診票」を発行します。出産後、必要事項を記入し、1 か月児健康診査を受診する病院へ提出してください。受診の際は、母子健康手帳も必ずご持参ください。

※ 受診票を紛失した場合は、こども家庭支援室母子保健担当窓口で再発行の手続きをしてください。

※ **4,000 円を超えた場合**、差額分は自己負担となりますのでご了承ください。

3 北海道外の病院で受診する場合

北海道以外の病院で 1 か月児健康診査を受診する方は、受診票を使用できません。以下の手順を行うことにより 1 か月児健康診査の費用を助成しますので、こども家庭支援室母子保健担当窓口へお越しください。

【 申請の際に必要なもの 】

- 1 か月児健康診査の領収書と診療明細書（健診費用が確認できる書類）
- 母子健康手帳の検査結果が記載されているページのコピー
- 振込口座の分かるもの（通帳等）
- 未使用の苫小牧市 1 か月児健康診査受診票

※ 1 か月児健康診査日から 1 年以内に申請してください。また、健診日から申請日まで、苫小牧市に住所がある保護者が対象となります。

「お問い合わせ」

とまこまいこども家庭センター（こども家庭支援室母子保健担当 旧：健康支援課）

TEL：0144-32-6411 FAX：0144-32-4322

E-mail：bosihoken@city.tomakomai.hokkaido.jp

開設時間：8：45～17：15（土日祝日除く）